## **ラじし ことも誰でも通園制度**利用の手引き(利用開始までの手続き)

#### ①利用者情報を登録

市で利用者のアカウントを発行しますので、ご自身でパスワードを登録、 ログイン後、利用者(保護者)及びお子さまの情報を登録します。



#### 2施設検索と初回面談·施設見学

施設を検索し、ご希望の施設が決まりましたら利用開始前に面談予約を行います。 施設から面談日の案内がありますので、お子さま同伴で施設にて面談・見学を行います。

③施設の予約

初回面談後、利用される日時の予約を行います。 なお、定期利用及び柔軟利用により、予約方法が異なりますのでご注意ください。



## ④利用

当日、予約時間にお子さまの送迎を行い、システム(2次元コード)で登降園の記録をします。 施設へ利用料のお支払いをします。詳細は施設の指示に従ってください。

#### ①利用者情報を登録(利用者マニュアル P15~21)

パスワード登録、マイページにログイン後、利用者(保護者)及びお子さまの情報を登録します。



※利用者用ログイン URL(<u>https://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosha/Account/Login</u>)からでもログインできます。
※ログインの都度、メールアドレスに「ログイン用ワンタイムパスワード」が送られ、二段階認証が求められますのでご注意ください。(10分以内に入力が必要)

#### ①利用者情報を登録 のつづき

パスワード登録、マイページにログイン後、利用者(保護者)及びお子さまの情報を登録します。



※利用者マニュアルは、ログイン後、サイトメニューから「お客さまサポート」-「操作マニュアル」-「PDF で見る」 をご覧ください。

# 2施設検索と初回面談・施設見学 (利用者マニュアル P22~29)

利用者・お子さまの情報登録後、利用するお子さまごとに行ってください。



※お子さまのアレルギー情報や既往歴、発達状況等、システムに登録した情報に加えて施設に伝えておきたい事項がござ いましたら、まとめておいてください。

※面談の結果、集団保育が著しく困難であると判断された場合は利用できないことがあります。

#### ③施設の予約【定期利用】(利用者マニュアル P38~43)

初回面談・施設見学後、利用方法の検討し利用希望日時の予約を行ってください。

定期利用とは、同じ施設を定期的(曜日や時間帯を固定)・継続的に利用する方法です。お子さまが施設や人に慣れ、保 育士や他のこどもとの関係が構築されることが期待されます。そのため宇治市では、こどもの育ちを応援するという制度 の趣旨を踏まえ、同じ施設の継続的な利用をお勧めしています。





#### ③施設の予約【柔軟利用】(利用者マニュアル P30~37)

初回面談・施設見学後、利用方法の検討し利用希望日時の予約を行ってください。

柔軟利用とは、利用する施設、曜日、時間帯を固定せずに柔軟に利用する方法です。利用する施設を変更することや複数施設を並行して利用することにより、お子さまに合った施設が見つかることが期待されます。







## 4利用 (利用者マニュアル P44~47)

利用の開始・終了の記録(管理)は、2次元コードの読み込みにより行います。 利用料のお支払いは、施設の指定する方法により、施設に直接お支払いください。



※利用予定時刻に登園の記録がされていない場合は、利用者のメールアドレスへ未登園通知メールが送信されます。 ※予定時間より遅く登園されたり、早くお迎えに来られた場合も、利用料や利用可能時間の消費は予約した時間通りとなります。

## ⑤利用にあたっての注意事項

下記の事項をご確認いただいた上でご利用ください。

#### ●利用料等の支払について

利用料及び実費負担額の支払方法は施設によって異なりますので、詳しくは施設にご確認ください。

#### ●利用のキャンセルについて

施設で個別に定めるものを除き、宇治市キャンセルポリシーを適用します。宇治市キャンセルポリシーにつきまして、 一部を抜粋して以下にお示しします。なお、宇治市ホームページにも記載しております。

- ・利用日の変更及びキャンセルについては、基本的に利用日前日までに、予約した施設へ直接連絡してください。
- ・当日のお子さまの体調不良等、予期しない当日キャンセルについては、速やかに予約した施設にご連絡ください。
- ・当日キャンセルについては、利用料のお支払いは必要ありませんが、予約時間分の利用があったものとし、利用可能時間に反映されます。
- ・無断キャンセルが続く場合等は、当制度の利用のお断りや、利用登録の取り消しをする場合があります。

#### ●利用対象でなくなった場合について

市外へ転出する場合、保育所等へ入所が決まった場合等、 宇治市こども誰でも通園制度の利用対象でなくなった場合は、 速やかに保育支援課へご連絡ください。

お問い合わせ【宇治市保育支援課】 0774-20-8732(直通) ho\_keikaku@city.uji.kyoto.jp